

第八十条第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第八十一条中「第十四号又は第十五号」を「第十六号又は第十七号」に改める。

第八十五条第一項中「第六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第一百二条第一項及び第二項第三号並びに第三百三十三条第一項中「借家権」を「賃借権」に改める。

第一百十条第五項の表第四十条第一項、第七十三条第一項第十八号及び第十九号の項中「第七十三

条第一項第十八号及び第十九号」を「第七十三条第一項第二十号及び第二十一号」に改め、同表第

七十三条第一項第十七号の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十九号」に

改め、同表第七十三条第一項第二十号の項中「第七十三条第一項第二十号」を「第七十三条第一項

第二十二号」に改め、同表第七十三条第一項第二十三号の項中「第七十三条第一項第二十三号」を

「第七十三条第一項第二十五号」に改める。

第一百十条の二第六項の表第四十条第一項、第七十三条第一項第十八号及び第十九号、第三百三十三条

見出しの項中「第七十三条第一項第十八号及び第十九号」を「第七十三条第一項第二十号及び第二

十一号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項の項中「第七十三条第一項第

十七号」を「第七十三条第一項第十九号」に改め、同表第七十三条第一項第二十号の項中「第七十

三条第一項第二十号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改め、同表第七十三条第一項第三十三

号の項中「第七十三条第一項第二十三号」を「第七十三条第一項第二十五号」に改め、同表第八十

五条第一項の項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同表第三百三十三条

第一項の項中「借家権」を「賃借権」に改める。

第一百十一条の表第四十条第一項、第七十三条第一項第十八号及び第十九号並びに第四項ただし書、

第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、

第五条第一項の項中「第七十三条第一項第二十二条号及び第二十一号」に改め、同表第七十三条第一項第

十八号及び第十九号」を「第七十三条第一項第二十号及び第二十一号」に改め、同表第七十三条第一項第

一項第十七号、第九十一条第一項、第三百三十三条第一項、第三百四十四条第一項の項中「第七十三

号」を「第十六号」に、「第十五号」を「第十七号」に改める。

(著作権法の一一部改正)

第十九条著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一号及び第八十八条第一項第一号中「相続その他の一般承継によるものを除く。次

号において同じ。」を削る。

(著作権法の一一部改正)

第二十条前条の規定による改正後の著作権法第七十七条(同法第四百四条において準用する場合を含

む)及び第八十八条第一項の規定は、施行日以後の著作権、出版権若しくは著作隣接権又はこれら

の権利を目的とする質権(以下この条において「著作権等」という。)の移転について適用し、施行

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一一部改正)

第二十一条半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十二条第一項各号中「相続その他の一般承継によるものを除く。」を削る。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一一部改正)

第二十二条前条の規定による改正後の半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十二条第一項の規定は、施行日以後の回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権又はこれらの権利を目的とする質権(以下この条において「回路配置利用権等」という。)の移転について適用し、施行日前の回路配置利用権等の移転については、なお従前の例による。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「賃借権」の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。第

三条第三項及び第五章を除き、以下同じ)及び配偶者居住権」を加え、同号ただし書を削る。

第二百五条第一項第十二号中「の借家権者」を「に(ついて賃借権を有する者)に、借家権を」を

「賃借権を」に、「借家権の」を「賃借権の」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅

地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者」を加え、

「借家権に」を「賃借権に」に改め、同項第十三号中「借家権」を「賃借権」に改め、同項第十二

号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者のそ

の者が賃借権を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、防災施設建築物の

一部について配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居

住権の存続期間

十五 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる防災施設建築物の一部

第二百九条第五項中「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定

宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者」を

「第一項の規定により」の下に「それぞれ」を加え、同条に次の二項を加える。

6 権利交換計画においては、第二百三十三条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地(指定

宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を設定を受けている者(その者が賃借権を設

定している場合を除く。)に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられること

となる防災施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。

ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出をしたときは、第四項の規定により施行者に帰

属することとなる防災施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。

7 前項の場合においては、権利交換計画は、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築

物について配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる防災施設建築物の一

部についての配偶者居住権の存続期間が当該土地に存する建築物の配偶者居住権の存続期間と同

一の期間となるように定めなければならない。

第二百三十三条第一項中「第十四号又は第十五号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第二百四十六条第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一一部改正)

第二百四十六条第一項及び第二項第三号並びに第二百四十七条第一項中「借家権」を「賃借権」

の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ)及び配偶者居住権」を加え、同号ただし書を削る。

第四条第二項第五号中「賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。)を「借家権者(借家権

を有する者をいう。)に改め、同項第八号中「賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。)を「借家権者(借家権

を有する者をいう。)に改め、「者」の下に「又は施行マンションに(ついて賃借権を有する者)に、借家権を」を

「賃借権を」に、「借家権の」を「賃借権の」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅

地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者」を加え、

「借家権に」を「賃借権に」に改め、同項第十九号中「借家権」を「賃借権」に改め、同項第十六

号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。